平成２２年（フ）第２３８号
長野市大字徳間1144番地　Ｆ－３号
債務者　松本　三子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２００号
兵庫県川辺郡猪名川町清水字八ノ坪１－１、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町旭ヶ丘１番地305
債務者　古賀勇次こと　金　　勇寿
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５７号
兵庫県宝塚市亀井町８番68号109、前住所兵庫県宝塚市旭町１丁目６番10―208号
債務者　奥村　伸吾
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１９９号
奈良市芝辻町３丁目５番６号　エトワール朝日102号
債務者　石原　　健
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０６号
徳島県鳴門市撫養町木津616番地１　永和ハウスＤ棟
債務者　森下　善文
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１１号
徳島市南佐古八番町４番17―301号、旧住所徳島市南沖洲３丁目11番22―408号
債務者　管野　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１２号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木49番地の110
債務者　早見健太郎
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１３号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木49番地の110
債務者　早見シゲ子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１４号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木49番地の110
債務者　早見　深雪
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１５号
徳島県小松島市赤石町字緑松25番地の３
債務者　若林ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜407番地２
債務者　板東　博久
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５４号
徳島県小松島市小松島町字今開12番地の８
債務者　光野　若菜（旧姓坂西）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６９号
宮崎市青葉町135番地14　領家コーポラス506号
債務者　三代真紀代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９５号
宮崎市中村西２丁目８番18号　大淀アパート202号
債務者　窪田　美香
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２号
高知県宿毛市平田町戸内4639番地
債務者　下村　　崇
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５８号
高知県土佐清水市越前町４番10号、住民票上の住所高知県土佐清水市越前町１番５号
債務者　浜口釣具店こと　濱口　正春
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５９号
福井県福井市春日２丁目17番20号
債務者　濱口　桂子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
高知地方裁判所中村支部